

一般競争入札公告

沖縄県那覇県税事務所が発注する複合機による複写サービス等に関する契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 10 日 沖縄県那覇県税事務所長 喜友名潤

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 複合機による複写サービス等に関する契約(単価契約)
- (2) 契約の内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31日まで
- (4) 納入場所 沖縄県那覇市旭町 116-37(沖縄県南部合同庁舎 3 階)

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
沖縄県総務部那覇県税事務所課税第 1 班
〒900 - 0029 沖縄県那覇市旭町 116-37
電話番号(098)867-1344
FAX 番号 (098)867-1146
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法
 - ア 交付期間
令和 7 年 2 月 10 日(月)から令和 7 年 2 月 25 日(火)まで(土・日・祝日を除く)の午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 交付方法
(1)の場所において交付する。また、沖縄県ホームページにおいて掲載する。

3 入札参加資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に本社または支店、営業所等を有すること。
- (2) 過去 2 箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と同等規模の複写サービス等に関する契約の実績を有すること。
- (3) 複合機の故障等緊急時に、迅速に対応できること。

4 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に

該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 次に掲げるものに該当する者

ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という）

イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体

ウ 法人で役員のうち暴力団体等反社会勢力に属する者がいる者

(5) 県税に関し滞納がある者

5 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接若しくは書留郵便で(3)に掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出された書類に不備がある場合は受付期間内のみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する。

(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/bosyuu/index.html>)

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 財務諸表（直近の決算報告書：貸借対照表、損益計算書等）

エ 過去2年以内における官公庁との同種同等規模の契約実績を証する書類（契約書写しを含むこと）（第2号様式）

オ 県税に関し滞納がないことを示す証明書

※イ及びオについては、申請時点で交付から3ヶ月以内のものに限る。

(2) 申請書の受付期間

この公告の日から令和7年2月25日（火）の午後5時まで（必着）

直接提出の場合、土日祝日を除く午前9時から午後5時の間に持参すること。

(3) 申請書の提出場所及び問い合わせ先

沖縄県総務部那覇県税事務所課税第1班

〒900 - 0029 沖縄県那覇市旭町 116-37

電話番号(098)867-1344 FAX 番号(098)867-1146

6 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和7年3月2日(日)までに通知する。

7 入札参加資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

8 資格の取り消し等

(1) 入札参加資格を有する者が、入札参加資格要件に該当しないこととなった場合、又は4に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札の日時及び場所

令和7年3月3日(月) 午後1時30分

沖縄県南部合同庁舎3階 会議室

10 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条第1項の規定により、見積もる契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

11 入札に関する質問及び回答

疑義がある場合は、以下のとおり提出する。質疑事項がなければ提出不要とする。

(1) 質問期限及び方法

ア 期限：令和7年2月25日(火)

イ 方法：質問書(第3号様式)に記載の上、上記5(3)にFAXで提出すること

(2) 質問に対する回答

沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載し、個別の回答は行わない。

12 入札の条件

当該入札に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、上記1(3)の契約期間に関わらず、翌年度以降において本契約にかかる沖縄県の歳出予算について減額又は削除があった場合は、沖縄県は本契約を変更し、又は解除することができる。

13 その他

当該公告等に定めのない事項については、地方自治法(昭和23年法律第67号)、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。